

報告第8号

市長専決処分の不承認に伴う措置の報告について

市長専決処分の報告と承認について（令和6年度渋川市一般会計予算）の不承認に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の規定により、必要な措置を講じたので、これを報告する。

令和6年6月13日提出

渋川市長 高木 勉

1 講じた措置

- (1) 広報しづかわ（令和6年6月1日号）及び市公式ホームページ（令和6年6月1日公開）において、専決処分を行った経緯等を市民へ説明した。
- (2) 3月渋川市議会定例会の招集日を含めた時期の前倒しを調整することについて、令和6年6月4日付で、市議会議長へ申出を行った。

2 措置の内容

- (1) 市民への説明 別紙1のとおり
- (2) 市議会議長への申出 別紙2のとおり

令和 6 年度一般会計予算の専決処分について

令和 6 年度渋川市一般会計予算の専決処分について、5 月 14 日開催の市議会臨時会で承認を求める議案を提案しましたが、多数決により不承認となりました（承認 7 人、不承認 10 人）。

議会で不承認となった場合でも、専決処分はその効力に影響がないものとされていますが、地方自治法により、長において「必要と認める措置」を講じることとされています。この「必要と認める措置」として、専決処分を行った経緯などについて説明します。

【専決処分を行った経緯】

令和 6 年度一般会計予算は、市議会 3 月定例会最終日である 3 月 25 日の本会議において否決となりました（賛成 7 人、反対 10 人）。

しかし、新年度が始まる 4 月 1 日までの数日間で予算を再編成し、議会を招集し、議決を経ることは非常に困難でした。このため市民生活を最優先に考え、さまざまな行政サービスの停滞を生じさせないために、3 月 26 日付けて予算を専決処分しました。

【専決処分後の対応】

市民の皆さんへは、「広報しぶかわ」4 月 1 日号と併せて、新年度予算の内容と専決処分についてお知らせするチラシを配布し、説明をしました。

また、議会へは、4 月 4 日開催の議員全員協議会で、経緯などを説明し、質問に答えました。

市は、今後も予算の適正な執行を通じ、引き続き市民生活の安定と市政の発展に全力を注いでいきます。



総第41号

令和6年6月4日

渋川市議会議長
安力川 信之 様

渋川市長 高木



3月渋川市議会定例会の時期調整の申出について（依頼）

令和6年3月26日付けで行った令和6年度渋川市一般会計予算の専決処分については、令和6年第2回渋川市議会臨時会において報告し、承認を求めましたが、不承認となりました。

この専決処分は、令和6年度渋川市一般会計予算の採決の日から新年度までの間に、議会を招集し審議するための時間的余裕がないと判断し、市民生活に影響を及ぼさないため、やむを得ず行ったものです。

つきましては、3月渋川市議会定例会閉会から年度末日までの期間を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第4項の規定による必要な措置として、招集日を含めた定例会時期の前倒しについて調整したいので依頼申し上げます。